

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	井 上 太 良
同	竹 尾 浩 司

令和4年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 政策局定期監査結果報告書
- 2 財政局定期監査結果報告書
- 3 市民局定期監査結果報告書
- 4 観光スポーツ局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 5 会計課定期監査結果報告書
- 6 監査事務局定期監査結果報告書
- 7 健康福祉局定期監査並びに関係出資団体監査及び指定管理者監査結果報告書
- 8 建設局（前期）定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書

令和4年度 建設局（前期）定期監査（行政監査を含む。）及び関係指定管理者監査結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査並びに同条第7項の規定に基づく指定管理者監査

(2) 監査の対象

ア 定期監査

建設局

公園部 公園緑地課、公園整備課

出先機関 船津公園ふれあいの館、網干南公園ふれあいの館

イ 指定管理者監査

神姫バスグループ共同事業体【姫路市自然観察の森及び桜山公園】

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク評価シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

ア 定期監査

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

イ 指定管理者監査

監査は、施設が法令、条例、協定書等の定めるところにより適切に管理されているか、出納その他の事務が適正に処理されているかなどにつき、協定書、関係諸帳票その他関係書類の全部又は一部を抽出して実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

ア 定期監査

監査事務局及び現地

令和4年11月30日から令和5年2月17日まで

イ 指定管理者監査

監査事務局及び現地

令和4年12月12日から令和5年2月17日まで

2 監査の結果

(1) 定期監査

監査の結果、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているものと認めた。

ア 収入関係事務

(ア) 行政財産の使用許可について、許可事務の遅滞により、使用料の徴収が遅れていた。(公園緑地課)

許可事務については、早期に処理するよう努められたい。

(イ) イベント開催に係る公園の使用許可について、使用料の額の算定事務の遅滞により、当該公園の使用料が未調定となっていた。(公園緑地課)

使用料の額の算定については、基準を定め、決定するよう努められたい。

(2) 指定管理者監査

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。